



政策の基本方針 5：広域連携による安全・安心な地域の形成

① 医療分野の県境を越える連携の促進

住民生活の安心を確保するために、最も基本となる地域医療体制を、県境を越えて整備します。

【活動イメージ】

- ・ 公立病院を中心とした医療施設の広域利用を進めます。
- ・ 医科大学と三遠南信地域自治体との連携を促進します。
- ・ 県境近接地域で、休日診療、夜間診療の連携が取れていないため、隣接県の医療施設の情報発信、医療施設利用の連携を進めます。
- ・ ドクターヘリの県境を越えた活動を支えるため、中山間地域での中継基地（燃料補給等）設置を検討します。
- ・ 情報通信技術を活用した遠隔地医療診断を検討します。

【推進主体とその活動】

- ・ 自治体が中心となって、具体的な検討、関係機関への働きかけを進めます。

② 三遠南信地域内住民に対する公共施設の広域利用推進

三遠南信地域住民に対する行政サービスの向上と施設の有効活用を図るために、公共施設情報の連携や公共施設の広域的な利用を促進します。

【活動イメージ】

- ・ 公共施設の県境を越えた利用を促進するポータルサイトの構築を検討します。
- ・ 公共施設の三遠南信地域内住民に対する利用制限を撤廃するとともに、自地域住民並の利用料金の設定を検討します。

【推進主体とその活動】

- ・ 自治体が中心となって、事業を推進します。

③ 県境を越える防災体制の強化

東海地震等の大規模災害が想定されることから、地域住民の生命、身体、財産等を災害から守るために、防災に関する関係機関の相互協力を、県境を越えて取り組みます。

【活動イメージ】

- ・ 地域の防災力の向上のため、自主防災組織の充実・連携に取り組みます。
- ・ 「三遠南信災害時相互応援協定」において、災害廃棄物の相互処理など、必要な項目の追加を検討します。
- ・ 広域防災拠点の相互連携を強化するため、港湾機能、道路機能（防災道路、緊急輸送路等）の充実を図ります。

【推進主体とその活動】

- ・ 自治体が中心となって、自主防災組織や自治会等と協力して事業内容を検討します